

告 示

日本周産期・新生児医学会「周産期専門医制度付則」第3章に示す専門医認定のための第3回周産期(新生児)専門医試験と第1回周産期(母体・胎児)専門医試験を下記のように実施する。

平成21年3月30日

有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会
理事長 名取 道也

第3回周産期(新生児)専門医試験 第1回周産期(母体・胎児)専門医試験 —試験実施要領—

I. 受験資格

1. 研修医受験資格

以下の項目に該当するものとする。

- ①日本国の医師免許(医籍)を有すること。
- ②基本学会である日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本小児外科学会のいずれかの専門医であること。
- ③資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること。
- ④基本学会専門医資格を取得後、認定研修施設における3年間の研修を終了し、付則に定める臨床経験を持っていること。
- ⑤本学会が認める周産期医学、周産期医療に関連する学術論文1編以上を筆頭著者として査読制度のある雑誌に発表していること。
- ⑥本学会が認める周産期医学関連学会に所定の回数参加し、かつ筆頭演者として発表を行っていること。
- ⑦研修の届出を行い、所定の研修報告書を毎年提出していること。

チェックリスト

- 研修開始届が提出されている(平成21年5月末日で3年以上の研修歴を有する研修医が今回の試験対象者です)。
- 研修開始申請料(¥3,000)が納付されている。
- 研修開始届を提出してから規定の3年間の研修を終了している。
- 6か月以上を基幹研修施設において研修している。
- 研修期間中に研修施設の異動があった場合、変更届(様式1-4)が提出されている。
- 研修指導医が交代した場合、変更届(様式1-4)が提出されている。
- 経験症例が基準を満たしている(周産期専門医制度付則参照)。
- 学術集会参加が20単位以上である。
- 学術集会筆頭演者としての発表が10単位以上である。
- 査読制度のある学術雑誌に学術論文を筆頭著者として1編以上刊行している。

2. 暫定指導医の受験資格(新生児領域)

1) 以下の項目に該当するものとする。

- ①日本国医師免許を有している。
- ②日本産科婦人科学会・日本小児科学会・日本小児外科学会のいずれかの専門医である。
- ③日本周産期・新生児医学会の会員歴が3年以上あり、学会費が完納されている。
- ④次の2)または3)に示す暫定指導医の専門医申請資格(暫定措置に関する規定第2章2、3項)を充たしている。

2) 暫定指導医のみを経験している場合

暫定指導医は細則第9条に定める申請資格のうち第4項、第7項の基準を充たしたものとみなし、さらに以下のすべての基準を充たした場合、申請資格を得ることができる。

- ①指導医としての期間が3年以上である。
- ②細則第9条の他の項目を充たしている。
- ③細則第21条の指導医の責務と業務を果たしている。
- ④施設年次報告書を毎年提出している。
- ⑤指導医講習会を任期中に所定の回数、受講している。
- ⑥細則第24条による取消し処分を受けていない。
- ⑦6か月以上指導した研修医が2名以上あり、そのうちの1名以上が専門医試験に合格している。

チェックリスト

- 施設年次報告書が毎年提出されている。
- 指導医講習会を任期中に所定の回数、受講している。
- 6か月以上指導した研修医が2名以上あり、そのうちの1名以上が専門医試験に合格している。
- 学術集会参加が20単位以上である。
- 学術集会筆頭演者としての発表が10単位以上である。
- 査読制度のある学術雑誌に学術論文を筆頭著者として1編以上刊行している。

3) 暫定指導医と研修医の両者を経験している場合

異動等により暫定指導医が研修医に、あるいは研修医が暫定指導医に変更になった場合に必要な研修期間

- ①暫定指導医の期間が1年未満の場合、研修期間は3年。研修開始届ならびに研修年次報告書(3年分)が必要。
- ②暫定指導医の期間が1年以上2年未満の場合、必要研修期間は2年。研修開始届ならびに研修年次報告書(2年分)が必要。
- ③暫定指導医の期間が2年以上の場合、必要研修期間は1年。研修開始届ならびに研修年次報告書(1年分)が必要。

チェックリスト

- 暫定指導医の間の施設年次報告書を毎年提出している。
- 学術集会参加が20単位以上である。
- 学術集会筆頭演者としての発表が10単位以上である。
- 査読制度のある学術雑誌に学術論文を筆頭著者として1編以上刊行している。
- 研修開始申請料(¥3,000)が納付されている。
- 6か月以上を基幹研修施設において研修または指導している。
- 研修期間中に研修施設の異動があった場合、変更届(様式1-4)が提出されている。
- 研修指導医が交代した場合、変更届(様式1-4)が提出されている。

II. 受験出願

受験出願は下記に示す書類をそろえて、別記の期間内に日本周産期・新生児医学会理事長宛に簡易書留で送付する。

1. 研修医の場合

- ①受験出願書(写真貼付:写真の裏には名前を記入する)
写真は剥がれないように注意する。写真が貼付されていない場合は受理できない。
連絡のつく勤務先、自宅を記載する。
- ②日本国医師免許のコピー
- ③日本産科婦人科学会・日本小児科学会・日本小児外科学会の専門医認定証のコピー
- ④受験料の振り込み票のコピー
- ⑤履歴書(写真貼付:写真の裏には名前を記入する)
- ⑥研修施設および指導医の記録(指導医の署名が必要)
- ⑦研修症例記録簿
- ⑧症例要約簿

- ⑨指導医による研修医の研修評価記録簿
- ⑩研修医による指導医についての指導評価記録簿
- ⑪学術集会参加記録簿
- ⑫学術集会参加証明(参加章もしくはそのコピーを貼付。参加章のコピーの提出または参加章を紛失した場合には指導医の署名が必要)複数枚にわたる場合は、コピーして使用する。参加章を発行していない学会・研究会については指導医の署名が必要。
- ⑬学術集会筆頭演者としての発表(1部)
(抄録のコピーを同封する)
- ⑭学術論文刊行記録
- ⑮学術論文の別冊(1部)

2. 暫定指導医の場合

1) 暫定指導医のみを経験している場合

- ①受験出願書(写真貼付:写真の裏には名前を記入する)
写真は剥がれないように注意する。写真が貼付されていない場合は受理できない。
連絡のつく勤務先、自宅を記載する。
- ②日本国医師免許のコピー
- ③日本産科婦人科学会・日本小児科学会・日本小児外科学会の専門医認定証のコピー
- ④受験料の振り込み票のコピー
- ⑤履歴書(写真貼付:写真の裏には名前を記入する)
- ⑥症例要約簿(暫定指導医の期間は指導した研修医の症例要約簿と同一でも可)
- ⑦学術集会参加記録簿
- ⑧学術集会参加証明(参加章もしくはそのコピーを貼付。参加章のコピーの提出または参加章を紛失した場合には専門医認定委員会での承認が必要)。複数枚にわたる場合は、コピーして使用する。
- ⑨学術集会筆頭演者としての発表(1部)
(抄録のコピーを同封する)
- ⑩学術論文刊行記録
- ⑪学術論文の別冊(1部)

2) 暫定指導医と研修医の両者を経験している場合

- ①受験出願書(写真貼付:写真の裏には名前を記入する)
写真は剥がれないように注意する。写真が貼付されていない場合は受理できない。
連絡のつく勤務先、自宅を記載する。
- ②日本国医師免許のコピー
- ③日本産科婦人科学会・日本小児科学会・日本小児外科学会の専門医認定証のコピー
- ④受験料の振り込み票のコピー
- ⑤履歴書(写真貼付:写真の裏には名前を記入する)
- ⑥症例要約簿(暫定指導医の期間は指導した研修医の症例要約簿と同一でも可)
- ⑦学術集会参加記録簿
- ⑧学術集会参加証明(参加章もしくはそのコピーを貼付。暫定指導医期間の参加章のコピーの提出または参加章を紛失した場合には専門医認定委員会での承認が必要。研修医中の参加章のコピーの提出または参加章を紛失した場合には指導医の署名が必要)複数枚にわたる場合は、コピーして使用する。
- ⑨学術集会筆頭演者としての発表(1部)
(抄録のコピーを同封する)
- ⑩学術論文刊行記録
- ⑪学術論文の別冊(1部)
- ⑫研修医期間の研修年次報告書のコピー

Ⅲ. 受験料 30,000 円

郵便振替あるいは銀行振込で下記口座へ納入する。

(銀行の場合)

三菱東京 UFJ 銀行 蒲田支店

店番 117 普通預金口座番号 2127802

有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

(郵便局の場合)

口座番号 00100-6-704183

口座名称 有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

ネットバンキングの場合の口座名称

チュウニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(すべて全角)

出願時に振込書のコピーを同封する。

Ⅳ. 受験出願期間

平成 21 年 4 月 1 日(水)から平成 21 年 6 月 15 日(月)(郵送受付のみ、当日消印有効)

(注意)提出された出願書類に著しい不備、不足等があった場合、受理しないことがある。また、訂正、再提出を求めることもあるが、指定期限内に到着しない時は受験資格を失う。この場合も受験料は返還しない。

Ⅴ. 試験科目

(1)出願者が担当した症例の評価

(2)口頭試験

提出された症例の中の 2 症例について、2 人の試験官による試問。

(3)小論文(800 字以内。あらかじめ複数の主題を公表し、試験当日に該当主題を発表する)

(4)筆答試験

医師国家試験方式の MCQ 型式に準じたもの

(必修問題、一般・臨床問題、長文問題、計 90 題 120 分)

Ⅵ. 試験日程と受験地

日程 平成 21 年 10 月 17 日～18 日

10 月 17 日(土)午後 2 時～4 時 45 分 (筆答試験)

10 月 18 日(日)午前 9 時～ (口頭試験)

試験会場 東京大学

Ⅶ. 合否決定

専門医制度委員会、専門医認定委員会は上記 V. の(1)～(4)の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否判定を行う。

Ⅷ. 合否通知

日本周産期・新生児医学会理事長は理事会の了承を経て、受験者に合否を通知する。

Ⅸ. 専門医の登録申請

(1)合格通知を受けた者は、登録料 20,000 円を添えて学会に登録を申請する。

(2)学会は、上記登録申請のあった者に対しては、学会の専門医として登録するとともに認定証を交付する。

Ⅹ. 次回試験の予定

第 4 回周産期(新生児)専門医試験及び第 2 回周産期(母体・胎児)専門医試験

平成 22 年秋 試験会場予定地 東京